

## 習志野市農業委員会総会議事録

令和4年第4回習志野市農業委員会総会は令和4年4月6日（水曜日）に習志野市役所5階委員会室で開催した。

1. 開催時刻 午前9時00分

1. 委員の出欠席 16名中 16名出席 欠席 0名

委員氏名

1番 中野 政博	2番 江口 明美	3番 江口 勝洋
4番 渡邊 喜代美	5番 櫻井 茂雄	6番 三代川 和彦
7番 飯生 正己	8番 廣瀬 克久	9番 村山 源司
10番 中臺 明	11番 矢野 泰宏	12番 都築 博文
13番 織戸 淳也	14番 渡邊 幸枝	

会 長 三代川 彦博

会長職務代理者 村山 茂男

1. 議事録署名人 11番 櫻井 茂雄 12番 都築 博文

1. 総会に付した議件

- ・議案第 1 号 農地の下限面積の設定について
- ・議案第 2 号 令和4年度習志野市農地利用集積利用計画第1号（案）について

（報告案件）

- ・報告第 1 号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
- ・報告第 2 号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
- ・報告第 3 号 農地等の利用の最適化の推進に関する目標について

1. 議案審議結果

上 程 2件 承認 2件

1. 閉会時間 午前 11時15分

1. 職員 事務局 事務局長 吉田 昌弘  
職員 吉井 浩一  
職員 常田 幸雄

<p>議 長</p>	<p>おはようございます。</p> <p>定刻となりましたので、ただ今より、令和4年第4回習志野市農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>これまで通り出来る限り、会議時間を短縮させていただき、濃厚接触の時間を軽減したいと思いますので、皆様ご協力よろしく願いいたします。</p> <p>本日は、欠席の報告はありません。</p> <p>よって、農業委員16名、全員の出席により、本日の総会は成立いたしました。</p> <p>次に、議事録署名人について、習志野市農業委員会会議規則第26条の規定により、議長より指名をさせていただきます。</p> <p>11番、矢野 泰宏委員、12番、都築 博文委員の両名を指名いたしますので、よろしく願いいたします。</p> <p>本日の議案上程件数は2件、報告件数は3件でございます。</p> <p>それでは早速、審議に入ります。</p> <p>議案第1号、農地の下限面積の設定について議案といたします。</p> <p>事務局は議案第1号の議案説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。それでは総会資料をご覧ください。</p> <p>議案第1号は、農地の下限面積の設定であり、本議案は、毎年4月の総会に付議し、毎年度ご審議いただいているものでございます。</p> <p>内容といたしましては、農家要件となる経営耕地面積を何アールにしようかというものであり、法律では、北海道にあっては2ヘクタール、都府県にあっては50アールと定められております。</p> <p>しかしながら、経営規模として農地面積が小さい市町村にあっては、農業委員会が別段の下限面積を設定できると規定されております。</p> <p>そこで、毎年度4月の総会にて、下限面積について皆様にご審議いただいているところでございます。</p> <p>現行の下限面積は、30アールと定めており、今年度もこれまで通り30アールを下限面積に設定するよう提案させていただきます。</p> <p>参考として、法令や根拠を説明させていただきます。</p> <p>まず、法律の規定では、別段面積は10アール1反歩からの設定が可能となっております。</p> <p>しかしながら、定めようとする面積につきましては、全体の4割を下回ってはならないと規定されております。</p> <p>そこで、事務局として、別段面積の算定根拠資料を添付いたしました。</p>

<p>事務局</p>	<p>まず、農地基本台帳に登載される世帯数としましては、市内全体全域で488世帯でございました。</p> <p>これは、一昨年の令和2年に実施した農林業センサスの経営体数とは異なる世帯数でございます。</p> <p>その中で、1,000平方メートル未満の世帯は179世帯であり、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の世帯が92世帯、2,000平方メートル以上3,000平方メートル未満の世帯が42世帯、3,000平方メートル以上の世帯が、175世帯でございます。</p> <p>ここで、全体の40%を下回っているか結果を申し上げますと、1,000平方メートル未満の世帯は、全体の36.68%となりますので、4割を下回ることから習志野市は設定できません。</p> <p>続いて、20アールや30アールに定める場合は、それぞれ4割を上回る結果となりました。</p> <p>その中で、別段面積の設定の変遷を資料に記載しました。</p> <p>法改正が平成21年12月に行われ、この中で、農業委員会が別段面積を定めるように規定がされたところです。</p> <p>これを受けて、習志野市としては、平成22年度から35アールを別段面積として設定いたしました。</p> <p>その後、平成29年度に35アールから現行の30アールに変更され、今日に至っています。</p> <p>これは、5年ごとに実施されます農林業センサスの結果も踏まえながら、農地基本台帳の情報を基に、何アールにするのかと審議しているところでございます。</p> <p>参考までに、近隣各市の状況を申し上げますと、千葉市花見川区、八千代市は、同じく30アールで設定しております。</p> <p>このような結果を踏まえながら、本市といたしましては、隣接する花見川区、八千代市との連携、整合性も考慮し、20アールから設定できるところですが、現行の30アールに設定するべく、提案をさせていただきたいと考えております。</p> <p>議案第1号としまして説明は以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>これより議案第1号についての審議に入ります。</p> <p>ご質問のある方は挙手をお願いいたします。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>ただ今、事務局から説明ありました通り、農家世帯数としては、昨年度と大きく変化はないとのことですが、</p> <p>各年度の変遷としても、大きく差が生じておりません。</p>

<p>議 長</p>	<p>このような中で、30アールを継続しようとするものです。        皆さん、いかがですか。        よろしいですか。        それでは、ご意見ご質問等がありませんので、採決に移ります。        議案第1号、農地の下限面積の設定については、原案の通り、現行の30アールで設定することに賛成の方の同意を求めます。        賛成の方は挙手願います。        はい。ありがとうございます。        全員賛成ですので、令和4年度の習志野市の農地の下限面積は30アールで設定することに決定しました。        事務局は、速やかに結果の公表をお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして、議案第2号、令和4年度習志野市農用地利用集積計画第1号(案)について議案といたします。        事務局は、議案第2号の議案説明及び詳細説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、ご説明をいたします。        議案第2号、令和4年度習志野市農用地利用集積計画第1号(案)について。        下記の通り、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、市長より農用地利用集積計画第1号(案)に対する審議の依頼がありましたので、計画案の通り決定することについて審議を求める。        令和4年4月6日提出。        1番、申請地は、習志野市鷺沼五丁目の農地1筆であり、面積は2,082平方メートルであります。        2番、権利の内容は使用貸借権の設定であり、期間は令和4年4月28日から令和5年4月27日までの1年間であります。        3番、申請者は資料記載の通りです。        説明は以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。        説明がありました通り、期間は1年間と、短い期間であります。        日頃の農業従事状況について、鷺沼地区の推薦であります村山職務代理から、ご意見等ありましたら、よろしく願います。</p>
<p>村山職務代理</p>	<p>現在、勢力的に耕作されておりますので、区画整理事業の予定がありますが、1年間でも借りたいということだと思えます。問題は無いと思えます。</p>

議 長	<p>はい。ありがとうございます。 同じく鷺沼地区の廣瀬委員、何かありますでしょうか。</p>
廣瀬委員	<p>はい。 私の隣の畑なので、よく見ていますが問題無いと思います。</p>
議 長	<p>はい。ありがとうございます。 兩名から日頃の管理状況の報告がありました。 議受人は、日頃から頑張ってくれている方ですので、肥培管理等もしっかりと行ってくださることと思います。 聞いたところによりますと、幼稚園などに野菜の掘り採りなどの食育活動を行っているそうで、そういった面でも積極的に農業従事しています。 それでは、審議に入ります。 議案第2号に対するご質問等ありますでしょうか。</p> <p>よろしいですか。 ご質問や意見がなければ、議案第2号の採決に入ります。 議案第2号、令和4年度習志野市農用地利用集積計画第1号(案)について、採決いたします。 議案第2号について、計画案の通り決定することに賛成の方の挙手を求めます。 ありがとうございます。 全員賛成をもちまして、議案第2号は、計画案の通り決定する事と決しました。 以上で、審議案件は終了といたします。</p>
議 長	<p>次に、報告事項に入ります。 報告第1号の農地法第4条第1項第8号の規定による転用届の受理通知及び報告第2号の農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出の受理通知ですが、質問等のある方は挙手を願います。 また、事務局、何か補足説明等がありましたら、よろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>特段ありません。</p>
議 長	<p>はい。ありがとうございます。</p>

議 長	<p>皆さんからよろしいですか。</p> <p>質問等が無いようなので、次にまいります。</p> <p>報告第3号、農地等の利用の最適化の推進に関する目標について、事務局より資料についての説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい、それでは報告第3号、農地等の利用の最適化の推進に関する目標について、説明させていただきます。</p> <p>農業委員会等に関する法律第7条第1項で、農地等の利用の最適化の推進に関する指針として、我々、農業委員会としては、毎年度、農地利用の最適化の推進に関する目標というものを定め、同様に前年度については、その掲げた1年間の目標について、どのような活動ができたのか点検する事が規定されております。</p> <p>その中で、これからの令和4年度の目標と、令和3年度に掲げた目標に対する点検と評価を作成いたしましたので、この場をお借りして、報告させていただきます。</p> <p>令和4年度の目標として記載する農地面積や経営数は、2020年に実施いたしました農林業センサスの結果を引用しております。</p> <p>次に、担い手への農地の利用集積・集約化につきましては、各年度で、進めてきている実績を踏まえ、今年度に予定される利用集積計画を記載しました。</p> <p>続いて、新たな農業経営を営もうとする者の参入促進は、令和2年度に新規就農者の方が1名おられましたが、その後の参入につきましては、法人等の相談等々も受けているところですが、現在は、新たな参入に結び付いていない状況です。</p> <p>次の遊休農地に関する措置として、課題には、鷺沼地区の区画整理事業区域内農地の肥培管理状況について書かせて頂きました。</p> <p>また、活動計画としては、毎年度、8月実施しております利用状況調査の実施によりまして、遊休農地の解消に向けた活動を行って参ります。</p> <p>最後、違反転用への適正な対応も引続き行って参ります。</p> <p>以上、報告とさせていただきます。</p>
議 長	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>ただ今、事務局より説明がありましたが、令和4年度の目標を設定し、私もそうですが、その達成に向けた活動を皆さんもよろしく願います。</p> <p>何か皆さんから質問等がございましたら、挙手をお願いいたします。</p> <p>よろしいですか。それでは計画に沿って、頑張っていきましょう。</p> <p>以上をもちまして、令和4年第4回習志野市農業委員会総会を終了いたします。</p>